

条例見直し調書

		作成年度	平成 21 年度
条例名	神奈川県青少年保護育成条例		
条例番号	昭和 30 年神奈川県条例第 1 号	法規集	第 4 編第 2 章第 1 節
所管部局室課	県民部青少年課		
条例の概要	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護するため、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	本条例は、青少年の健全な育成を図るため、昭和 30 年に制定され、以降、青少年を巡る様々な問題に対応するため逐次改正を行っている。現在においても、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為について一定の規制を設ける必要があり、今後も必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例に基づく規制の実施により、青少年の健全育成を阻害する行為や環境から青少年を保護するという目的について、一定の効果は上がっている。しかし、現在の青少年を取り巻く課題を解決するためには、大人がその意識や行動を自覚し、社会全体で協力して取り組む必要があること、また、情報化の急速な進展など青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しており、これに対応する必要があることを踏まえ、条例全体の規定と構成を見直す必要がある。	平成 20 年度 届出件数 ()内は新規、変更、廃止の順 ・自動販売機 (3,0,23) ・利用カード (59,293,285) ・店舗型異性紹介営業(7,1,1) 立入調査件数 1,043 件(指導件数 309 件) 有害興行指定件数 238 件 条例違反検挙人員(平成 20 年中) 284 人
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	青少年課及び地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察においても十分な体制がとられており、本条例の執行・運用は効率的に行われている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	神奈川力構想・基本構想の戦略プロジェクト 18「青少年が豊かに育ち、自立できる社会づくり」に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	現行条例の内容には、本条例の性格上、憲法で保障される表現の自由、営業の自由に係る規制もあるが、全て「青少年の保護、健全育成」という公共の福祉のため必要やむを得ない規制であり、違法性はない。	他県の同様の条例規定に係る最高裁判決等において、違憲性はないとの判例がある。 【参考判例】 昭和 60 年 10 月 23 日 福岡県条例 みだらな行為に係る最高裁判決 平成元年 9 月 19 日 岐阜県条例 有害図書の販売に係る最高裁判決 平成 21 年 3 月 9 日 福島県条例 図書類自動販売機に係る最高裁判決 など
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		青少年の健全育成に社会全体で取り組んでいく必要があること、現在の社会環境に適切に対応する必要があることを踏まえ、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無